

焼津市地域交流センター自主講座運営規程

【趣旨】

地域交流センターは、生涯学習の場と機会を提供し、生涯学習活動を推進することを目的として、自主講座を開設する。

【自主講座】

地域交流センターを定期的に使用し開催される、基本的に初心者を対象とした各種文化、教育等の講座で、講師又は指導者（以下、「講師等」という）により学習が進められ、開講に伴う費用が参加者の負担により運営されているものを自主講座とする。ただし、自主講座開催のための施設及び備品等使用料は、これを免除する。

（開講条件）

1. 生涯学習活動を目的とし、継続的かつ計画的に活動を行うものであること。
2. 地域交流センターが認めた一定の学習目的を持つ 10 人以上の受講者で構成（10 人未満の場合は開講不可）し、自主的に活動が進められ、閉鎖的組織でないもの。
3. 営利・政治・宗教に関する活動でないこと。また、特定の団体等の便宜を図るものでないもの。
4. 地域交流センターの講座としてふさわしい内容であること。

（開講期間）

1. 開講期間は、5月から翌年3月までの11カ月間とする（自主講座としての4月の活動は不可）。
2. 翌年度も引き続き開講の要望がある場合は、所定の日までに開設要望書を提出し、地域交流センターと協議のうえ開講する。開講する場合は、地域交流センターだよりで募集をする。

（開講回数）

開講回数は、月1回以上、4回以内とする。

開講回数が月4回未満の講座については、所定の様式を用いて月1回に限り追加の開講申請をすることができる。

（開講時間）

開講時間は、以下の時間内（清掃、片付けまでを含む）とする。

午前の部：9時00分～正午

午後の部：13時00分～17時00分

夜間の部：18時00分～21時30分（閉館時間）

（講師等の選定）

講師等は、地域交流センターが選定し、自主講座の運営要件を理解した者とする。

（受講者）

1. 受講者は「地域交流センターだより」で公募し、自主講座申込書により名簿登録された者とする。受講希望者は、決められた申込期間内に、本人が地域交流センター

に申込をすること。

2. こども対象講座など、中学生以下の申込みについては必ず保護者の同意を得ること。
3. 受講希望者が定員を超えた講座は、抽選により受講者を決定することとし、初心者
を優先に抽選を行う。
4. 同一内容の自主グループ活動と重複して所属することはできない。

(講座の運営)

講座の運営は、受講者が地域交流センターならびに講師等と連携を取り、自主的に進めるものとする。

(役員)

各講座に次の役員を置くこととする。なお、講座運営上支障がない場合においては、副学級長が会計を兼務することを認める。

- ・学級長 1名
- ・副学級長 1名
- ・会計 1名

(傷害保険)

講師等ならびに受講者には、地域交流センターが加入する「公民館総合保障制度」の傷害保険を適用する。

(定員)

各講座の定員は、使用する部屋の収容人数等を勘案して決める。

(講座への加入及び脱会)

開講後の講座への加入及び脱会は、必ず本人が講座及び地域交流センターに申し出ること。

(会費)

1. 受講料は、一人月額 2,000 円以内とし、その取扱いは以下のとおりとする。
 - (1) 受講料は、自主講座在籍中は、出欠席にかかわらず納入する。
 - (2) 受講料は、会計に納入する。
 - (3) 会計年度は、開講期間の 11 カ月とし、年度末には決算報告書を作成し、受講者ならびに地域交流センターに報告しなければならない。
 - (4) 資料、教材、用具等に係る費用は、受講料とは別に受講者の個人負担とする。
 - (5) 講座運営上、別途徴収が必要となった場合は、地域交流センターと受講者と協議のうえ、決定する。

(講師等への謝礼)

講師等への謝礼は、原則、1 回 5,000 円以内とする。

(その他)

1. 地域交流センター主催事業及び市主催事業を行う場合は、これを優先する。なお、

活動日と重なった場合は、地域交流センターと協議し、原則、同月内において活動日を変更することができる。

2. 活動日の変更又は中止をする場合は、事前に地域交流センターと協議する。なお、変更は、原則、同月内に限る。
3. 受講者は「地域交流センターまつり」に参加協力する。
4. 受講者は、地域交流センターの使用規則を遵守し、講座終了後、片付け、掃除を適切に行う。
5. 受講者は、地域交流センターから消防訓練参加依頼があった際には参加し、万が一災害発生時は、地域交流センター職員の指示に従い、行動する。
6. 焼津市に「大雨・洪水・暴風」いずれかの警報が発令されている場合は、活動は中止とする。
7. 焼津市に「熱中症警戒アラート（熱中症特別警戒アラート）」が発令されている場合、受講者は、十分な暑さ対策をしたうえで来館する。なお、地域交流センターと講師等で協議し、活動中止の判断をした場合は、地域交流センターから速やかに受講者に連絡する。
8. 館外学習（活動）を行う場合は、事前に地域交流センターに「館外学習活動届」を提出し、所長の許可を得ることとする。
9. この規程に定めるもののほか、講座運営上必要な事項は、地域交流センター所長が定める。
10. やむを得ず子どもを連れて講座に参加する場合は、講師等の許可を得て、保護者の責任において参加すること。

この焼津市地域交流センター自主講座運営規程は、令和7年4月1日より施行する。